

「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）（仮称）」  
制定案公衆審査意見対応

（ご意見）

対象箇所

7.5.4 組織外の所有物

内容

「組織外の所有物」の（例示）の項の第2,第3の「・」で列挙している「シールドプラグ等の封印やIAEA監視カメラ」は、国際規制物質が不正に使用されないように監視するために設置しているものであって、JEAC4111の適用範囲（原子力発電所において組織が実施する保安活動）には、関係無いものである。

原子力安全保安院が、国際規制物質の管理のために原子力発電所に設置した物品を、その行政目的とは異なる原子力発電所の保安に係わる物品であるかのごとく（例示）に示すのは誤りなので、削除すべきである。

（対応）

原子力発電所において保安活動を行うにあたっては、法令遵守を通して、社会に信頼を与え、原子力安全を確保するとの観点から、原子炉等規制法に基づき設置されている「シールドプラグ等の封印やIAEA監視カメラ」についても、組織の管理下にある間は管理が必要である。

従って、この例示は削除しません。

なお、標題指針制定案は内容を再審議する予定がありますので、その状況等につきましては、追而本委員会のホームページ等でお知らせする予定です。

以上